

令和4年資金決済法等改正について

—特定信託受益権・電子決済手段の信託に関する制度整備を中心に—

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 専門官 大野 一行
金融庁監督局銀行第一課 課長補佐 溝端 悠太

— 目 次 —

I はじめに	(2) 兼営金融機関
II 改正の概要	(3) 信託業法・兼営法における特則
1. 経緯	V 信託スキームにおける仲介者に係る規律
2. 改正の全体像	1. 電子決済手段等取引業該当性等
(1) 電子決済手段の定義	2. 発行者の特例
(2) 電子決済手段の発行者に係る規律	3. 金銭・電子決済手段の分別管理
(3) 電子決済手段の仲介者に係る規律	VI 暗号資産・電子決済手段の信託
(4) その他	1. 経緯
III 信託スキームの全体像	2. 暗号資産の信託に係る規律
IV 信託スキームにおける発行者に係る規律	(1) 信託会社
1. 参入規制	(2) 信託銀行
(1) 特定信託会社	3. 電子決済手段の信託に係る規律
(2) 兼営金融機関	(1) 信託会社
2. 行為規制等	(2) 信託銀行
(1) 特定信託会社	VII 結 語

I はじめに

2022年6月10日に公布された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）（以下「改正法」という。）により資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）や銀行法などが改正された。2023年5月26日には、かかる改正に伴い、「安定的かつ効率的な資金決済制

度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（令和5年政令第186号）、「前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第50号）等が公布され、改正法やこれらの関係政令、内閣府令等は同年6月1日に施行された。

改正法は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築する

観点から、①電子決済手段等への対応、②銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応、③高額電子移転可能型前払式支払手段への対応に係る措置を講ずるものである。

本稿では、①電子決済手段等への対応のうち、信託業界への影響が見込まれる「特定信託受益権」に係る改正について、改正法並びに関連する政令、内閣府令及び監督指針等の内容を解説する。加えて、関連する金融サービスとなり得る暗号資産及び電子決済手段の信託についても解説を行う。なお、本稿中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解である。

Ⅱ 改正の概要

1. 経 緯

近年、法定通貨と価値を連動させたステーブルコイン⁽¹⁾を用いた取引が米国を中心に拡大している。こうしたステーブルコインは、分散台帳上で流通し、発行及び償還を行う者（発行者）と売買、交換及びこれらの媒介を行う者（仲介者）が分かれているという特徴がある。実際に流通しているステーブルコインについては、顧客から受け入れた資金を適切に保全していない事業者が存在するという指摘や、パーミッションレス型ブロックチェーン上で流通しており、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策上のリスクが高いという指摘がなされている。

かかる実態を踏まえ、G20及び金融安定理事会（FSB）、金融活動作業部会（FATF）等の国際機関においてもグローバル・ステーブルコインへの対応について議論が行われている。直近の議論として、例えば、FSBは2023年7月に、「グローバル・ステーブルコ

イン・アレンジメントの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告「最終報告」を公表している。当該勧告は、グローバル・ステーブルコインに加え、グローバル・ステーブルコインとなり得るステーブルコインのアレンジメントを対象としており、発行者や裏付け資産への強固な法的請求権を提供し、適時の償還を保証するよう要求すべき等と提言している。

日本の決済法制に目を向けると、法定通貨と連動した価格で発行され、発行額と同額での償還を約するステーブルコインを発行及び償還する行為は、基本的には、為替取引⁽²⁾に該当し、銀行業免許又は資金移動業登録が求められると解される⁽³⁾。他方、改正法による改正前の銀行法及び資金決済法等は、ステーブルコインの発行者と仲介者を別主体とするスキームを想定しておらず、利用者保護やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策上の各種要請を満たしつつ、発行者と仲介者が分離したスキームでのサービス提供は困難となっていた。

こうした背景の下、金融庁では、2021年7月に設置された「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、ステーブルコインを含めた金融のデジタル化への対応のあり方等につき、送金・決済の分野から検討が行われ（第1回～第4回会合）、同年11月に「中間論点整理」が公表された。この中で、ステーブルコインについては速やかな制度的対応が必要とされたこと等を踏まえ、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」において、ステーブルコインに関する規制枠組みの具体的な方向性について検討がなされ、2022年1月に報告書が公表された。

今般の改正では、報告書の内容を踏まえ、

資金決済法第2条（定義）

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(2) 電子決済手段の発行者に係る規律

電子決済手段の発行・償還は、基本的には、為替取引に該当し、銀行業免許⁽⁷⁾又は資金移動業登録が求められると解される。他方、報告書では、利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において当該償還請求権が保護される仕組みの1つとして、信託受益権の利用（以下「信託スキーム」という。）が提言された。資金決済法では、かかる提言を踏まえ、特定信託会社は、銀行業免許及び資金移動業登録を受けずに、特定資金移動業を営むことができるとされた⁽⁸⁾。信託スキームの詳細については、後述する。

(3) 電子決済手段の仲介者に係る規律

資金決済法では、電子決済手段の仲介行為を行う業務として、「電子決済手段関連業務」という定義語が規定されている。その内容は、

- 一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。

とされている⁽⁹⁾。これらの行為のいずれかを業として行うためには、電子決済手段等取引業の登録が必要となり⁽¹⁰⁾、利用者への情報提供等の行為規制や体制整備義務等が及ぶこととなる⁽¹¹⁾。

(4) その他

報告書において、「既存のデジタルマネーについても「発行者」と「仲介者」が分離し得ることを前提に検討を行う必要がある」との提言がなされたことを受け⁽¹²⁾、改正法では、既存のデジタルマネーを念頭に置いた仲介者に係る規律も設けられている。すなわち、既存のデジタルマネーとしては、前述のとおり、銀行発行と資金移動業者発行のものが想定される。前者を念頭に、銀行法では、以下の行為を行う営業を「電子決済等取扱業」と定義し⁽¹³⁾、内閣総理大臣の登録を受けることで、これを営むことができるという銀行代理業の特則を設けている⁽¹⁴⁾。

銀行法第2条（定義）

17 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

また、後者を念頭に、資金決済法では、以下の行為を業として行うことも「電子決済手段等取引業」と定義し⁽¹⁵⁾、内閣総理大臣の登録を求めている⁽¹⁶⁾。

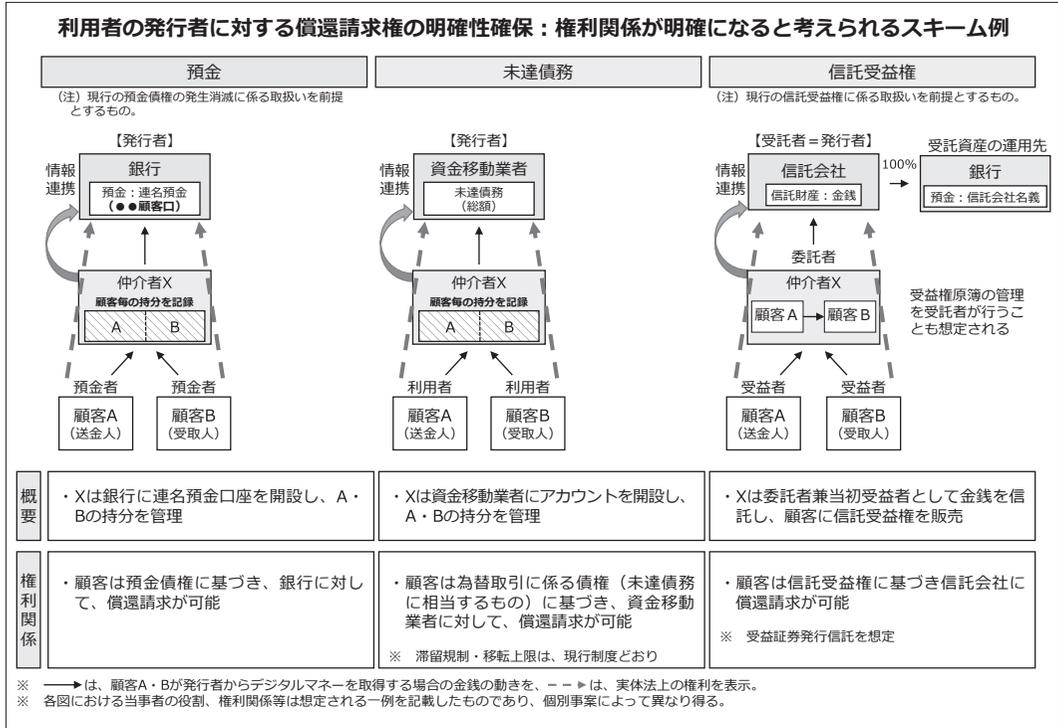
四 資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わつて利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

Ⅲ 信託スキームの全体像

【資料2】利用者の発行者に対する償還請求権の明確性確保⁽¹⁷⁾



日本の決済法制において、ステーブルコインの利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において当該償還請求権が保護される仕組みとして、報告書では、預金・未達債務を用いた仕組みの他に、信託受益権を用いた信託スキームが挙げられている。信託スキームにおいて想定されるステーブルコインの発行・流通の流れの一例は、以下のとおりである（資料2）。

- ・ 仲介者は、信託の委託者兼当初受益者として、金銭（ステーブルコインの発行見合金に相当）を信託する。
- ・ 発行者たる受託者は信託財産を全額要求払い預金で管理する。

- ・ 仲介者は、利用者に信託受益権（ステーブルコイン）を販売する。
- ・ 利用者は、受益者として、信託財産に属する財産（主に、ステーブルコインの発行見合金）の給付を求める債権⁽¹⁸⁾を取得する。

かかる信託スキームの場合、ステーブルコインの利用者の権利は信託法などにより明確化され、また、発行見合金は発行者から倒産隔離が図られることとなる⁽¹⁹⁾。

資金決済法では、かかる信託スキームを法制化するべく、電子決済手段の一つとして、「特定信託受益権」という定義語が設けられている。特定信託受益権の要件は、資金決済法第2条第9項及び同項の委任を受けた電子

決済手段等取引業者に関する内閣府令（以下「電取業府令」という。）第3条に規定されており、大要以下のとおりである。

- ① 金銭信託の受益権であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであること
- ② 当該受益権が電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものであること
- ③ 円建てで発行される場合は、信託財産の全部が円建ての要求払い預金等で管理され、外貨建てで発行される場合は、信託財産の全部がその外国通貨に係る要求払い外貨預金等で管理されるものであること

要件①及び要件③は、主に、信託財産の管理方法に関するものであり、信託財産の一部を国債等で運用することは認められていない。要件②を満たす場合として、受益証券発行信託⁽²⁰⁾の受益権であって、受益証券を発行しない旨の定めがある受益権（以下「受益証券不発行受益権」という。）が考えられる。すなわち、受益証券不発行受益権の譲渡は合意によりその効力が生じ、その譲渡を禁止又は制限する旨の信託行為の定めは、悪意又は重過失の譲受人その他の第三者に対抗できる⁽²¹⁾。また、受託者は受益権原簿を作成しなければならず⁽²²⁾、譲受人が受益証券不発行受益権を譲渡により取得したことを受託者その他の第三者に対抗するためには受益権原簿の書換えが必要である⁽²³⁾。これらの信託法のルールを組み合わせることで、契約上又は実態上、電子帳簿の書換えによる財産的価値の移転と権利の移転が一連として行われる

ように仕組むことができ、要件②を満たし得ると考えられる。

また、後述のとおり、特定資金移動業を営む特定信託会社及び特定信託為替取引（特定信託受益権の発行による為替取引をいう。以下同じ。）を行う信託銀行などの金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「兼営金融機関」という。）は、利用者保護等を図るための措置として、不適切な電子決済手段を発行しないために必要な措置が求められるところ⁽²⁴⁾、発行する電子決済手段の適切性の判断に当たっては、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」（以下「移動業 GL」という。）「Ⅱ-2-2-1-1 (9) 不適切な電子決済手段を発行しないための措置」の記載事項を考慮する必要があると考えられる⁽²⁵⁾。

なお、特定信託受益権については、資金決済法において信託財産の全額を要求払い預金等で管理することを前提とする等の必要な利用者保護措置がとられること、また、こうした措置により、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、為替リスクといったリスクも最小化・明確化され、そうした仕組みも明らかにされること等を前提とすると、投資判断に有益な情報を提供するという金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の開示規制や、投資者保護・資本市場の健全性確保のための諸規制を適用する必要はないと考えられることから⁽²⁶⁾、特定信託受益権に該当するもので「有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの」が金商法上の「有価証券」から除外されている⁽²⁷⁾。現時点の政令・内閣府令の規定を前提とする

と、特定信託受益権に該当するものはいずれも「有価証券」に該当しない⁽²⁸⁾。

IV 信託スキームにおける発行者に係る規律

1. 参入規制

(1) 特定信託会社

資金決済法第37条の2第1項により、特定信託会社は、一定の事由⁽²⁹⁾に該当しない場合には、銀行業免許を受けることなく、特定資金移動業、すなわち、特定信託為替取引のみを業として営むことができる⁽³⁰⁾。特定信託会社とは、特定信託受益権を発行する信託会社等⁽³¹⁾（兼営金融機関を除く。）のうち政令で定めるものと定義され⁽³²⁾、当該政令では、信託業法上の信託会社又は外国信託会社が指定されている⁽³³⁾。

特定信託会社は、特定資金移動業を営もうとするときは、資金決済法第37条の2第3項に基づいて、事前届出が必要となる⁽³⁴⁾。届出書の記載事項及び添付書類は、同項及び移動業府令第3条の6に規定されており、基本的には、資金移動業者の登録申請書の記載事項及び添付書類と同様の内容となっている。

当該届出書の記載事項としては、「特定資金移動業の内容及び方法」が重要であり、基本的には、「特定信託受益権の名称」ごとに別紙様式第1号第4面に列記された項目を記載することとなり、これには特定信託受益権の種類等や特定信託口座（特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。以下同じ。）に関する情報なども含まれている。

(2) 兼営金融機関

兼営金融機関は、その業務範囲に、信託業及び為替取引を含むことから、特定信託為替取引を業として行うことができる。

兼営金融機関が新たに特定信託為替取引を行おうとする場合は、事前届出が必要となる⁽³⁵⁾。この場合、特定信託為替取引の内容及び方法や特定信託口座に関する事項を記載した書面などを添付する必要がある⁽³⁶⁾。

2. 行為規制等

(1) 特定信託会社

特定信託会社が営む特定資金移動業には、信託業法に基づくものに加えて、資金決済法に基づく行為規制等が適用される⁽³⁷⁾。以下では、主な資金決済法上の行為規制等の内容を記述する。なお、特定資金移動業の場合、為替取引に関し負担する債務の額と同額の金銭が信託財産として発行者たる特定信託会社から倒産隔離されると考えられること等を踏まえ、資金移動業者と異なり、履行保証金の供託⁽³⁸⁾などの資産保全義務や滞留規制⁽³⁹⁾は課せられていない。

- 償還請求への対応（資金決済法第37条の2第4項）
- 業務実施計画の認可（同法第37条の2第2項・第40条の2）
- 事前届出（同法第37条の2第2項・第41条第3項）・事後届出（同法第37条の2第2項・第41条第4項）

事前届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発行する特定信託受益権（特定資金移動業に係るもの）の変更 ・特定信託口座に関する一定の事項の変更
--------	--

事後届出事項	<p>以下に記載する事項の変更のうち、事前届出事項に該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定資金移動業の内容及び方法 ・商号及び住所 ・資本金の額 ・営業所の名称及び所在地 ・取締役等の氏名 ・会計参与の氏名等 ・外国信託会社の場合、国内における代表者の氏名 ・委託に係る業務の内容及び委託先の氏名等 ・信託業以外に行う事業の種類 ・利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地等 ・主要株主の氏名等 ・加入する認定資金決済事業者協会の名称
--------	--

- 名義貸しの禁止(同法第37条の2第2項・第42条)
- 情報の安全管理(同法第37条の2第2項・第49条)
- 利用者の保護等に関する措置(同法第37条の2第2項・第51条)

情報提供義務	<p>移動業府令第29条、第29条の2参照。</p>
電子決済手段の内容に関する説明義務 ⁽⁴⁰⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・法定通貨でないこと ・価値変動を直接の原因として損失が生じるおそれ・理由 ・同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決済手段の概要等(当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。) ・償還請求権の内容・行使手続 ・その他参考事項
利用者保護措置	<p>特定資金移動業に特有の措置としては以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な特定信託受益権を発行しないために必要な措置⁽⁴¹⁾ ・信託財産を健全な銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置⁽⁴²⁾

- 指定特定資金移動業務紛争解決機関との契約締結義務等(同法第37条の2第2項・第51条の4)
- 帳簿書類の作成・保存(同法第37条の2第2項・第52条)
 - 特定資金移動業に特有の帳簿書類としては以下⁽⁴³⁾。
 - ・各営業日の特定信託受益権の履行等金額(資金決済法第2条第7項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額。以下同じ。)の合計額の記録
 - ・各営業日の特定信託口座の記録
- 報告書の作成・提出(同法第37条の2第2項・第53条)
 - ・事業報告書(添付書類：最終の貸借対照表及び損益計算書)
 - ・短期報告書(添付書類：特定信託口座に係る残高証明書)
- 登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等(同法第37条の2第2項・第62条第1

項)⁽⁴⁴⁾

また、資金決済法第37条の2第2項は、内閣総理大臣の監督処分として、同法第54条から第56条までについても、特定資金移動業を営む特定信託会社にみなし適用しているが、特定信託会社について登録取消処分は観念できないことから、同法第56条第1項による特定資金移動業の廃止命令が可能となっている。

(2) 兼営金融機関

兼営金融機関が行う特定信託為替取引については、資金決済法は適用されないものの、各規制間のアービトラージが生じない規制体系とするため、特定信託会社に課される行為規制等のうち必要部分が兼営金融機関にも課せられている。なお、償還請求への対応について規定する資金決済法第37条の2第4項に相当する規定は設けられていないが、兼営金融機関は、不適切な特定信託受益権を発行しないために必要な措置が求められており⁽⁴⁵⁾、その解釈として、移動業 GL II - 2 - 2 - 1 - 1(9)④が参照されることで、速やかな償還のための態勢が求められる。また、特定信託会社同様、資産保全義務や滞留規制は課せられていない。

- 名義貸しの禁止（銀行法第9条など）
- 事前・事後届出⁽⁴⁶⁾（兼営法第8条）
- 情報の安全管理（兼営法第2条第1項・信託業法第28条第3項、兼営法施行規則第22条第6項、第7項、第10項第1号）
- 顧客の保護等に関する措置（兼営法第2条第1項・信託業法第28条第3項、兼営法施行規則第22条第10項等）

情報提供義務	兼営法施行規則第22条第11項、第12項等参照。
電子決済手段の内容に関する説明義務 ⁽⁴⁷⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・法定通貨でないこと ・価値変動を直接の原因として損失が生じるおそれ・理由 ・同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること ・特定信託受益権の概要等（当該特定信託受益権の移転の確定する時期及びその根拠を含む。） ・償還請求権の内容・行使手続 ・その他参考事項
利用者保護措置	<p>特定信託為替取引に特有の措置としては以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な特定信託受益権を発行しないために必要な措置⁽⁴⁸⁾ ・信託財産を健全な銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置⁽⁴⁹⁾

- 指定紛争解決機関との契約締結義務等（兼営法第2条第1項・信託業法第23条の2）
- 帳簿書類の作成・保存（兼営法第2条第1項・信託業法第28条第3項、兼営法施行規則第21条第7項等）
特定信託為替取引に特有の帳簿書類としては以下。
 - ・各営業日の特定信託受益権の履行等金額の合計額の記録
 - ・各営業日の特定信託口口座の記録
- 報告書の作成・提出（兼営法第7条）
 - ・信託業務報告書（添付書類：特定信託口口座に係る残高証明書等）

- ・中間業務報告書（添付書類：特定信託口口座に係る残高証明書等）

(3) 信託業法・兼営法における特則

信託業法及び兼営法に基づく行為規制等についても、特定信託為替取引に係るサービスの特殊性を踏まえた特則が設けられている。

○特定信託契約

電取業府令第43条各号に掲げる電子決済手段⁽⁵⁰⁾に該当する受益権の発行に係る信託契約が特定信託契約とされているため⁽⁵¹⁾、かかる信託契約の締結に関しては、一定の金商法の行為規制等が準用される⁽⁵²⁾。

○信託契約の内容の説明を要しない場合

信託会社・兼営金融機関は、原則として、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し一定の事項を説明しなければならないところ⁽⁵³⁾、特定信託受益権を発行する信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者⁽⁵⁴⁾である場合（当該資金移動業関係業者から説明を求められた場合を除く。）は、他の例外規定と同様、委託者からの求めがないにもかかわらず、説明を必須とすべき必要性は高くないと考えられることから、説明を不要としている⁽⁵⁵⁾。

○信託契約締結時の書面交付を要しない場合

信託会社・兼営金融機関は、原則として、信託契約による信託の引受けを行ったときは、遅滞なく、委託者に対し一定の事

項を記載した書面を交付しなければならないところ⁽⁵⁶⁾、特定信託受益権を発行する信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者が資金移動業関係業者であって、書面等により当該委託者からあらかじめ当該書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があった場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合には、書面交付を必須とすべき必要性は高くないと考えられることから、これを不要としている⁽⁵⁷⁾。

○信託財産状況報告書の交付を要しない場合

信託会社・兼営金融機関は、原則として、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、受益者に対し交付しなければならないところ⁽⁵⁸⁾、特定信託受益権を発行する信託契約による信託の引受けを行った場合において、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その交付を不要としている⁽⁵⁹⁾。これは、特定信託受益権の場合、信託財産の全額を預貯金で管理することが義務付けられており、顧客として必要となる情報が、通常の信託と比較して、限定されることや、特定信託受益権が決済手段として転々流通し得ることを前提とした受託者の事務負担等を踏まえたものである。

- ・毎年3月、6月、9月及び12月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口口座の残高を公表していること。
- ・受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表

していること。

- ・信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

V 信託スキームにおける仲介者に係る規律

1. 電子決済手段等取引業該当性等

前述のとおり、電子決済手段関連業務⁽⁶⁰⁾に該当する行為のいずれかを業として行うためには、電子決済手段等取引業の登録が必要となる⁽⁶¹⁾。

電子決済手段関連業務のうち電子決済手段の管理に該当するかどうかについて、電取業者GLでは、「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきであるが、利用者のために、電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合には、…電子決済手段の管理に該当する」と記載され⁽⁶²⁾、例えば、特定信託受益権のうち、受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを取り扱う場合であって、申請者が、利用者から当該受益権に係る移転の指図（受益権原簿の書換えの指図を含む。）を受け、自ら移転後の利用者の氏名等を受益権原簿に記録し、又は発行者に対して、受益権原簿の書換えの指図の伝達を行い得る状態にある場合を例示している。他方、特定信託受益権の発行者自身が当該特定信託受益権に係る受益権原簿の記録等を行う行為は、発行行為に当然に付随する行為であるため、改めて電子決済手段等取引業の登録は求められないと考えられる。

電子決済手段等取引業者に及ぶ主な行為規制等は以下のとおりである。

- ① 変更登録等（資金決済法第62条の7）

- ② 名義貸しの禁止（同法第62条の9）
- ③ 情報の安全管理（同法第62条の10）
- ④ 委託先に対する指導（同法第62条の11）
- ⑤ 利用者の保護等に関する措置（同法第62条の12）
- ⑥ 金銭等の預託の禁止（同法第62条の13）
- ⑦ 利用者財産の管理（同法第62条の14）
- ⑧ 発行者等との契約締結義務（同法第62条の15）
- ⑨ 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等（同法第62条の16）
- ⑩ 金融商品取引法の準用（同法第62条の17）
- ⑪ 帳簿書類の作成・保存（同法第62条の18）
- ⑫ 報告書の作成・提出（同法第62条の19）

2. 発行者の特例

特定信託会社又は兼営金融機関は、一定の事由⁽⁶³⁾に該当しない場合には、その発行する特定信託受益権について、電子決済手段等取引業の登録を受けずに、電子決済手段関連業務を行うことができる⁽⁶⁴⁾。例えば、特定信託会社が、自己の発行する特定信託受益権について、その売買を行ったり、利用者間の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行ったりする場合などが想定される。なお、特定信託会社が利用者の償還の求めに応じて特定信託受益権の買い取る行為については（移動業府令第3条の7参照）、資金決済法第62条の8第1項の電子決済手段等取引業には該当しないと考えられるが、買い取った特定信託受益権を

第三者に販売する行為は同項の電子決済手段等取引業に該当し得ると考えられる。

特定信託会社又は兼営金融機関が資金決済法第62条の8第1項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合には、同条第3項の事前届出が求められることに加え、以下の行為規制等がみなし適用されるほか⁽⁶⁵⁾、移動業GLも参照する必要がある⁽⁶⁶⁾。

- ① 事前届出・事後届出（資金決済法第62条の7第3項、第4項）
- ② 名義貸しの禁止（同法第62条の9）
- ③ 情報の安全管理（同法第62条の10）
- ④ 委託先に対する指導（同法第62条の11）
- ⑤ 利用者の保護等に関する措置（同法第62条の12）
- ⑥ 利用者財産の管理（同法第62条の14）
- ⑦ 指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等（同法第62条の16）
- ⑧ 金融商品取引法の準用（同法第62条の17）
- ⑨ 帳簿書類の作成・保存（同法第62条の18）
- ⑩ 報告書の作成・提出（同法第62条の19）

3. 金銭・電子決済手段の分別管理

電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産（電子決済手段を除く。）の預託を受けることが、原則として、認められていない⁽⁶⁷⁾。ただし、電子決済手段の交換等を行う場合に関しては、当該電子決済手段の交換等に関して利用者から預託を受けた金銭を信託会社等への金銭信託により自己の固有

財産と区分して管理するときに例外として規定されている⁽⁶⁸⁾。

また、電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない⁽⁶⁹⁾、その管理の状況について、外部監査を受けなければならない⁽⁷⁰⁾。かかる分別管理の方法については、原則として、信託会社等への電子決済手段の信託による必要がある⁽⁷¹⁾。ただし、以下の2つの例外がある。

- ① 財務局長等の承認を受けた場合には自己信託の方法によることができる⁽⁷²⁾。
- ② 電子決済手段等取引業者の管理する利用者の電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるときは、信託によらずに、区分管理することができる⁽⁷³⁾。「利用者に帰属することが明らかである」場合として、例えば、電子決済手段等取引業者が、特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されている場合が考えられる⁽⁷⁴⁾。

VI 暗号資産・電子決済手段の信託

1. 経緯

暗号資産も信託財産として信託することができると考えられるところ、信託会社が暗号資産を信託財産として受託する行為態様は暗号資産の管理に係る業務に類似すると考えられる。そこで、暗号資産交換業者に課される規制のうち必要な規制などを信託会社に措置することにより、規制間のアービトラージが

生じない規制体系とすることを基本的な考え方として⁽⁷⁵⁾、2020年4月に信託業法施行規則等が改正された。他方、兼営金融機関については、当該改正により、その営むことのできる業務の除外規定として、「信託財産の管理又は処分において暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託」が規定された⁽⁷⁶⁾。これにより、兼営金融機関は、暗号資産を信託財産として受託することや、信託財産を暗号資産で運用すること、暗号資産関連デリバティブ取引を行うことが認められていなかった。

暗号資産を含め、デジタル資産のカस्टディ業務の担い手が増加することにより、利用者保護を図りつつ、利用者の利便性を高める金融イノベーションの創出に繋がることに期待する観点から、2022年10月に兼営法施行規則等が改正され、暗号資産の信託のうち、管理型信託業については、信託銀行⁽⁷⁷⁾が行うことが可能となった。

電子決済手段についても、これを信託財産として信託することができることを前提に、信託会社が電子決済手段を信託財産として受託する行為態様は電子決済手段の管理⁽⁷⁸⁾に係る業務に類似することから、電子決済手段等取引業者に課される規制のうち必要な規制などを信託会社に措置することとしている。また、暗号資産の信託の場合と同様、兼営金融機関のうち信託銀行に限って、電子決済手段の信託を行うことが認められ、必要な規制が措置されている。

2. 暗号資産の信託に係る規律

(1) 信託会社

暗号資産に関連した信託に係る行為規制等が適用される範囲を規定する概念として、信

託業法施行規則上、「暗号資産等の信託」という定義語が設けられている。その内容を分解すると、以下の3つに分けられる⁽⁷⁹⁾。

- ① 暗号資産を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託
- ② 暗号等資産関連有価証券⁽⁸⁰⁾を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託
- ③ 信託財産の管理若しくは処分において暗号等資産関連デリバティブ取引⁽⁸¹⁾を行う信託

なお、①は「『暗号等資産』を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託」としていないことから、「暗号等資産」と「暗号資産」の差分である、資金決済法第2条「第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるもの」の信託は、後述する電子決済手段の信託として規律されることとなる。

暗号資産等の信託を行う信託会社に及ぶ行為規制等については、暗号資産交換業者に課される行為規制等を参考としており、その具体的な内容⁽⁸²⁾は2020年4月改正時より大きな変更はない。

(2) 信託銀行

前述のとおり、兼営金融機関のうち、信託銀行については、上記①の信託のうち、「信託業法第二条第三項各号に掲げる信託」、すなわち管理型信託業に限って、これを行うことが認められているが、上記③の信託については認められていない⁽⁸³⁾。これを反映して、兼営法施行規則上、暗号資産に関連した信託に係る行為規制等が適用される範囲を規定する概念である「暗号資産等の信託」は以下の2つを意味する⁽⁸⁴⁾。

① 暗号資産を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託

② 暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託

暗号資産等の信託を行う信託銀行に及ぶ行為規制等についても、暗号資産交換業者に課される行為規制等を参考としており、暗号資産等の信託を行う信託会社に及ぶ行為規制等と、基本的には同内容である。例えば、信託会社指針3-5-1(6)において、以下のとおり、信託会社に係る暗号資産の信託における留意事項が記載されているが、信託会社指針11-5において、信託銀行においても同様の事項について留意するものとされている。

- ① 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置
- ② テロ資金供与及びマネー・ローンダリングへの対応
- ③ 暗号資産の分別管理
- ④ 暗号資産の流出リスクへの対応
- ⑤ 暗号資産関係情報の適切な管理
- ⑥ 債務の履行に関する方針の公表等
- ⑦ その他暗号資産に係る留意事項

なお、兼営法では、信託業法同様、投資性の強い信託契約である「特定信託契約」による信託の引受けについては、一定の金商法の規定が準用されているが⁽⁸⁵⁾、信託銀行に認められる上記①の信託は管理型信託業に限定されていることから、「特定信託契約」には該当しない⁽⁸⁶⁾。そのため、兼営法施行規則上、特定信託契約に係る規定においては、「暗号資産等の信託」ではなく「暗号等資産関連有価証券の信託⁽⁸⁷⁾」という概念により、その適用範囲を規定している⁽⁸⁸⁾。

3. 電子決済手段の信託に係る規律

(1) 信託会社

信託会社が電子決済手段を取り扱うときは、業務方法書に引受けを行う信託財産の種類として追加し、その細目を記載した上で⁽⁸⁹⁾、内閣総理大臣の認可⁽⁹⁰⁾又は事前届出⁽⁹¹⁾が必要となる。

信託業法施行規則上、電子決済手段に関連した信託に係る行為規制等が適用される範囲を規定する概念として、「電子決済手段の信託」という定義語が設けられており、これは「電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託」を意味する⁽⁹²⁾。電子決済手段の信託を行う場合には、主として、以下の行為規制等が及ぶ。

ア 契約締結前交付書面の記載事項

信託会社が特定信託契約を締結しようとするときに、あらかじめ、顧客に対し、交付しなければならない書面⁽⁹³⁾の記載事項として、当該特定信託契約が電子決済手段の信託に係るものである場合には、電子決済手段の名称、電子決済手段を発行する者の商号等、電子決済手段の償還の方法その他参考となると認められる事項の記載が必要となる⁽⁹⁴⁾。

イ 信託契約締結時の交付書面の記載事項

信託会社が信託契約による信託の引受けを行ったときに、遅滞なく、委託者に対して交付する書面⁽⁹⁵⁾の記載事項として、電子決済手段の信託にあっては、

- ・法定通貨でないこと
- ・価値変動を直接の原因として損失が生じるおそれ・理由
- ・同意がある場合に限り代価の弁済のため

に使用することができること

- ・電子決済手段の概要等（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）、発行者の商号等
 - ・償還請求権の内容・行使手続
 - ・無権限者の指図により発生した顧客の損失の補償方針等
 - ・電子決済手段の償還の方法
 - ・その他参考事項
- の記載が必要となる⁽⁹⁶⁾。

ウ 信託財産状況報告書の記載事項

信託会社はその受託する信託財産について作成し、受益者に交付する信託財産状況報告書⁽⁹⁷⁾について、電子決済手段につき、計算期間中における売買総数及び売買総額その他の事項の記載が必要となる⁽⁹⁸⁾。

エ 分別管理

信託財産に属する電子決済手段の管理方法について、原則として次のように管理することが求められる⁽⁹⁹⁾。なお、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない点は、他の信託の場合と同様である⁽¹⁰⁰⁾。

- ・信託会社が自己で管理する場合 信託財産に属する電子決済手段を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法

- ・信託会社が第三者をして管理させる場合 信託財産に属する電子決済手段の保全に関して、当該信託会社が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されると合理的に認められる方法

なお、例外として、顧客の利便の確保及び信託業の円滑な遂行を図るために、その営む信託業の状況に照らし、上記以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段については、上記方法によらない管理方法が許容される。

この場合、原則として、同じ種類及び数量の電子決済手段（以下「履行保証電子決済手段」という。）を自己の電子決済手段として保有する必要がある⁽¹⁰¹⁾。かかる履行保証電子決済手段は、上記の方法により管理する必要がある上、次の場合に並び、当該履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段等と分別して管理する必要がある。

- ・信託会社が自己で管理する履行保証電子決済手段 履行保証電子決済手段と信託財産に属する電子決済手段、他の信託の信託財産に属する電子決済手段及び履行保証電子決済手段以外の自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、いずれが履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法
- ・信託会社が第三者をして管理させる履行保証電子決済手段 当該第三者において、当該履行保証電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、いずれが当該履行保証電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（履

行保証電子決済手段の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。)で管理させる方法

オ 体制整備

信託会社は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない⁽¹⁰²⁾。

- 電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、顧客の保護を図り、及び信託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置
- 電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される銀行法などに相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下同じ。）であって一定の要件⁽¹⁰³⁾のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置
- 外国電子決済手段を取り扱う場合にあっては、次に掲げる措置その他の顧客の保護及び信託業務の適正かつ確実な遂行に必要な措置
 - ・当該外国電子決済手段の発行者がその債務の履行等⁽¹⁰⁴⁾を行うことが困難となった場合その他当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、当該外国電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者が、顧客である利用者のために管理をする当該外国電子決済手段について、当該債務の履行等が行われることとされている金額と同額で買取りを行うことを約する措置及び

当該買取りを行うために必要な資産の保全その他これと同等の顧客の保護を確保することができると合理的に認められる措置⁽¹⁰⁵⁾

- ・顧客（電取業府令第1条第2項第1号に規定する電子決済手段等取引業者等を除く。）のために外国電子決済手段の管理をすること及び移転をすることができる金額が、当該信託会社が資金移動業者の発行する電子決済手段（第二種資金移動業に係るものに限る。）を取り扱う場合と同等の水準となることを確保するために必要な措置⁽¹⁰⁶⁾
- 業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置
- 信託会社が、その行う信託業務について、その取り扱う若しくは取り扱おうとする電子決済手段又は当該信託会社に関する重要な情報であって顧客の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該信託会社の行う電子決済手段の信託の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。）を適切に管理するために必要な措置

カ 事業報告書の作成・提出並びに業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧
信託会社は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない⁽¹⁰⁷⁾、また、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないとされている⁽¹⁰⁸⁾。

まず、事業報告書については、国内の信託会社の場合、信託業法施行規則別紙様式

第10号⁽¹⁰⁹⁾を用いることになっており、電子決済手段の信託に係る記載項目が追加された。そのため、電子決済手段の信託に係る残高等について一定の期間ごとに報告する必要がある。そのほか、電子決済手段の信託に係る分別管理の状況や、履行保証電子決済手段の分別管理の状況等についても記載項目に追加されている。

また、業務及び財産の状況に関する説明書類については、国内の信託会社の場合、直近5事業年度における信託業務の状況を示す指標として、信託報酬などが記載項目とされていたところ、電子決済手段の信託に関連して、信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高などの記載項目が追加されている⁽¹¹⁰⁾。

(2) 信託銀行

信託銀行が電子決済手段を取り扱うときは、業務方法書に引受けを行う信託財産の種類として追加し、その細目を記載した上で⁽¹¹¹⁾、内閣総理大臣の認可⁽¹¹²⁾が必要となる。

兼営法施行規則上、電子決済手段に関連した信託に係る行為規制等が適用される範囲を規定する概念として、「電子決済手段の信託」という定義語が設けられており、これは、信託業法施行規則と同内容となっている⁽¹¹³⁾。電子決済手段の信託を行う場合に信託銀行に及ぶ行為規制等は、基本的に、信託会社の場合と同内容となっている。例えば、信託会社と同様、信託業務報告書⁽¹¹⁴⁾に、電子決済手段の信託に係る残高等についての記載事項が追加されているほか、信託会社指針11-5において、信託会社における留意事項と同様の事項について留意するものとされている。

Ⅶ 結 語

電子決済手段や暗号資産に関する以上の規律は、利用者保護やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策の観点から必要な対応を行うとともに、事業者による利用者利便の向上のためのイノベーションを促す環境を整備するものである。近時、セキュリティトークンを含むデジタル資産の取引等の取組みが進展しているところ、電子決済手段や暗号資産は、例えば、デジタル資産を取引する際の決済手段として活用されることも想定され、これにより、決済の効率化に留まらず、金融サービス全体のデジタル化が一層進展することも見込まれる。本稿で解説した改正は2023年6月1日に施行されているが、これにより、適切な規律を確保しつつ、事業者の創意工夫の後押しとなることを期待する。

【注】

- (1) ステープルコインについて、明確な定義はないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいうと考えられる（金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書（以下「報告書」という。）16頁）。
- (2) 「為替取引」について法令上定義はないが、最高裁決定（最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）によると、「為替取引を行うこと」とは「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされている。
- (3) 報告書22頁参照。
- (4) 欧州では、欧州理事会が2023年5月にステープルコインを含む暗号資産に係る規制案（MiCA）が最終承認され、2024年中の施行が企図されている。また、米国でも、2022年10月、金融安定監督評議会は、「デジタル資産の金融安定リスクと規制に関する報告書」を公表し、ステープルコインの発行者等を規制

- する包括的な連邦レベルの立法等を勧告している。
- (5) (出典) 金融庁「説明資料 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(2022年3月) 5頁を一部加工。
- (6) 日本では銀行発行・資金移動業者発行のものがある(資金移動業者発行のものは、送金上限・滞留規制等が課される点で銀行発行のものと異なる)。その他、(送金機能を有さない)前払式支払手段を利用したものを含め電子マネーといわれることもある。
- (7) 銀行が、顧客との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない(銀行法施行規則第13条の6の9)。同条の趣旨は、銀行によるパーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインへの関与については、銀行の業務の健全かつ適切な運営等と両立しない可能性が国際的にも示されている中、銀行による電子決済手段の発行については慎重な検討が必要と考えられたことにある(金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(電子決済手段等関係)」(2023年5月26日) No.8等参照)。
- (8) 資金決済法第37条の2第1項
- (9) 資金決済法第2条第11項、第10項第1号～第3号
- (10) 資金決済法第62条の3
- (11) 資金決済法第62条の9～第62条の26参照。
- (12) 報告書20頁参照。
- (13) 銀行法第2条第17項
- (14) 銀行法第52条の60の3
- (15) 資金決済法第2条第10項第4号
- (16) 資金決済法第62条の3
- (17) (出典) 金融庁「事務局説明資料(金融サービスのデジタル化への対応)」(第3回 金融審議会資金決済ワーキンググループ 資料2-1 2021年11月) 12頁を一部加工。
- (18) 信託法第2条第7項参照。
- (19) 信託法第25条第1項など。
- (20) 信託法第185条第3項、第1項
- (21) 信託法第93条第2項
- (22) 信託法第186条
- (23) 信託法第195条第1項、第2項
- (24) 資金移動業者に関する内閣府令(以下「移動業府令」という。)第31条第5号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」という。)第22条第10項第2号
- (25) 例えば、発行する特定信託受益権について、権利の移転時期やその手続が明確になっている必要があると考えられる。この点、信託スキームにより、パーミッションレス型ブロックチェーンを用いたステーブルコインを発行しようとする場合には、少なくとも、信託法上のルールとの関係を含め、約款等で権利移転の考え方を整理した上で、権利の移転時期やその手続を顧客に説明することが求められる。
- (26) 報告書24、25頁参照。なお、特定信託受益権であっても、例えば、外国通貨で表示されるものについて、電子決済手段等取引業者が電子決済手段等関連業務を行う場合には、投資者保護等の観点から、一定の金商法の行為規制等が準用される(資金決済法第62条の17、電取業府令第43条第1号)。
- (27) 金商法第2条第2項、同項第1号
- (28) 金融商品取引法施行令第1条の2第1号、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条の2
- (29) 資金決済法第40条第1項第7号及び第8号に掲げる事由を指す。
- (30) 資金決済法第36条の2第4項、第2条第28項
- (31) 信託業法第2条第2項に規定する信託会社若しくは同条第6項に規定する外国信託会社又は兼営金融機関をいう。以下同じ。
- (32) 資金決済法第2条第27項
- (33) 資金決済に関する法律施行令第2条の2
- (34) なお、特定資金移動業を営むことにより、業務方法書を変更する場合には、認可又は事前届出が必要となる(信託業法第13条第1項、第2項)。
- (35) 兼営法第8条第2項第2号、兼営法施行規則第39条第3項第1号。特定信託会社の場合と同様、特定信託為替取引を業として行うことにより、業務方法書を変更する場合には、認可が必要となる(兼営法第3条)。
- (36) 兼営法施行規則第39条第4項第1号、第2号
- (37) 資金決済法第37条の2第2項、第4項
- (38) 資金決済法第43条
- (39) 資金決済法第51条、移動業府令第30条の2、資金決済法第51条の2
- (40) 移動業府令第29条の3
- (41) 移動業府令第31条第5号
- (42) 移動業府令第31条第6号。なお、同号により求めら

- れる措置とは別に、信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならないところ（信託業法第28条第2項）、かかる善管注意義務の観点からは、信託財産の規模や市場動向等を踏まえ、預貯金先金融機関、預貯金の種別、個々の預貯金先金融機関ごとの預貯金額等を適切に選択・管理・変更する必要があると考えられる。
- (43) 移動業府令第33条第1項第11号
- (44) 例えば、特定信託会社はその信託業法上の免許を取り消された場合（資金決済法に関する法律施行令第12条の5第2号参照。）、当該特定信託会社が既に引き受けた信託に関して、当然に信託法上の受託者の地位が失われるものではない。もっとも、決済手段として利用される特定信託受益権については、利用者保護の観点から、特定信託会社に、原則として速やかに為替取引に関し負担する債務の履行を完了することを義務付け、その目的の範囲内において、「特定信託会社」とみなすことで（資金決済法第37条の2第2項・第62条第1項）、資金決済法上の業務改善命令・業務停止命令等を通じて、適切な処理を図ることを企図している。なお、当該特定信託会社は「為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内」でのみ「特定信託会社」とみなされることから、基本的には、新たに為替取引に関する債務を負担することは想定されない。他方、新受託者が就任した等の場合には、上記義務は負わない（移動業府令第3条の5）。
- (45) 兼営法施行規則第22条第10項第2号
- (46) 特定信託為替取引固有の事前届出事項である、発行する特定信託受益権の変更及び特定信託口座に関する一定の事項の変更については兼営法施行規則第39条第3項第2号・第3号に、特定信託為替取引固有の事後届出事項である、特定資金移動業の内容又は方法の変更については同条第1項第5号に、それぞれ規定されている。
- (47) 兼営法施行規則第22条第14項、第15項
- (48) 兼営法施行規則第22条第10項第2号
- (49) 兼営法施行規則第22条第10項第3号
- (50) 外国通貨で表示される電子決済手段又は資金決済法第2条第5項第4号に掲げる電子決済手段が該当する。
- (51) 信託業法施行規則第30条の2第1項第2号、兼営法施行規則第31条の2
- (52) 信託業法第24条の2、兼営法第2条の2
- (53) 信託業法第25条、兼営法第2条第1項
- (54) 移動業府令第1条第3項第2号に規定する資金移動業関係業者をいう。以下同じ。
- (55) 信託業法施行規則第31条第1項第6号、兼営法施行規則第13条第1項第7号
- (56) 信託業法第26条第1項、兼営法第2条第1項
- (57) 信託業法施行規則第32条第5号、兼営法施行規則第14条第6号
- (58) 信託業法第27条第1項、兼営法第2条第1項
- (59) 信託業法施行規則第38条第1項第10号、兼営法施行規則第20条第1項第11号
- (60) 電子決済手段関連業務に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものであり（「電子決済手段の売買」につき、事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係」（以下「電取業者GL」という。）「I-1-2-2②」参照。）、厳密に民法上の「売買」や「交換」等に該当するかどうかのみによって判断されるものではないと考えられる。
- (61) 信託契約の締結の代理又は媒介を行う営業に該当する場合は、別途、信託契約代理業の登録が必要となる場合があり得る点に留意が必要である（信託業法第67条第1項、第2条第8項）。
- (62) 電取業者GL I-1-2-2④
- (63) 資金決済法第62条の6第1項第8号及び第9号に掲げる事由を指す。
- (64) 資金決済法第62条の8第1項、第37条の2第2項
- (65) 資金決済法第62条の8第2項
- (66) 信託会社等に関する総合的な監督指針（以下「信託会社指針」という。）11-9、12
- (67) 資金決済法第62条の13
- (68) 電取業府令第33条第1項第1号
- (69) 資金決済法第62条の14第1項
- (70) 資金決済法第62条の14第2項
- (71) 電取業府令第38条第1項。当該信託に係る契約の具体的な要件については、同条第2項に規定されている。
- (72) 電取業府令第38条第3項。当該自己信託の具体的な要件については、同条第5項に規定されている。
- (73) 電取業府令第38条第7項
- (74) 電取業GL II-2-2-3-2(3)④
- (75) 脇・九本「令和元年資金決済法等改正について—信託業法施行規則、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の改正の概要—」（信託284号、2020年11月）4頁

- (76) 2022年10月改正前の兼営法施行規則第3条第1項第6号
- (77) 信託銀行以外の兼営金融機関については、引き続き、(管理型信託業も含め) 暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託及び信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引(注81参照。)を行う信託は認められていない(兼営法施行規則第3条第1項第7号)。
- (78) 信託会社や信託銀行が信託業として電子決済手段を信託財産として受託することは、電子決済手段の管理に該当しない(資金決済法第2条第10項第3号、電取業府令第4条)。
- (79) 信託業法施行規則第30条の18第2号
- (80) 金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。
- (81) 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第35号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であって、暗号等資産(金商法第2条第24項第3号の2に規定する暗号等資産をいう。)に係るものをいう。
- (82) 前掲注75記載の文献参照。
- (83) 兼営法第1条第1項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条第4号、兼営法施行規則第3条第1項第7号
- (84) 兼営法施行規則第15条第1項第6号。なお、信託銀行以外の兼営金融機関についても、②の信託を行うことは認められていることから、これを行う場合には、「暗号資産等の信託」を行うものとして、一定の行為規制等が及ぶ。
- (85) 兼営法第2条の2
- (86) 兼営法施行規則第31条の2、信託業法第24条の2、信託業法施行規則第30条の2第1項第1号ニ
- (87) 主として暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう(兼営法施行規則第31条の17第2号)。
- (88) 兼営法施行規則第31条の17第2号、第31条の19第6号、第31条の25第4号、第5号、第6号
- (89) 信託業法第4条第3項第1号、信託業法施行規則第6条第1項第11号
- (90) 信託業法第13条第1項
- (91) 信託業法第13条第2項
- (92) 信託業法施行規則第30条の23第1項第13号
- (93) 信託業法第24条の2・金商法第37条の3第1項
- (94) 信託業法施行規則第30条の23第1項第13号
- (95) 信託業法第26条第1項
- (96) 信託業法施行規則第33条第1項第5号、第7項、第30条の23第1項第13号ホ
- (97) 信託業法第27条第1項
- (98) 信託業法施行規則第37条第1項第8号
- (99) 信託業法施行規則第39条第3項
- (100) 信託業法施行規則第39条第1項
- (101) 信託業法施行規則第39条第4項。条文上、「電子決済手段等取引業者が、電子決済手段等取引業(資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。)の利用者の電子決済手段を管理する場合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第七項の規定の適用のある電子決済手段」が除外されていることから、例えば、特定信託受益権のうち受益証券発行信託に係る受益権に該当するものであって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されている場合の当該特定信託受益権に関しては、履行保証電子決済手段を保有する必要はないと考えられる。
- (102) 信託業法施行規則第40条第10項
- (103) 信託業法施行規則第40条第10項第2号イ～ハに規定する要件を指す。
- (104) 資金決済法第2条第7項に規定する債務の履行等をいう。
- (105) 利用者の外国電子決済手段を電子決済手段等取引業者が管理している場合において、当該電子決済手段等取引業者が当該外国電子決済手段を資金決済法第62条の14第1項及び電取業府令第38条第1項に基づき信託する場面を想定すると、当該電子決済手段等取引業者が、当該外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合に、額面と同額で買取りを行うことを約する措置及び当該買取りを行うために必要な資産保全その他これと同等の顧客の保護を確保することができると合理的に認められる措置を講じることが求められている。
- (106) 簡潔に具体化すると、当該外国電子決済手段の発行者が第二種資金移動業者であると仮定した場合に、当該発行者が資金決済法上の滞留規制及び送金上限規制に違反すると評価されない範囲で、信託会社が当該外国電子決済手段の信託を受託することが求められている。
- (107) 信託業法第33条
- (108) 信託業法第34条第1項
- (109) 外国信託会社の場合、信託業法施行規則別紙様式第10号の2

-
-
- (110) 信託業法施行規則第43条第1項第2号ロ(4)など。
 - (111) 兼営法第1条第2項、兼営法施行規則第4条第2項第11号
 - (112) 兼営法第3条
 - (113) 兼営法施行規則第3条第1項第6号
 - (114) 兼営法施行規則別紙様式第7号

(おおの・かずゆき、みぞばた・ゆうた)